

前橋市立桂萱中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

基本理念

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されている。いじめは、いじめを受けた生徒の教育の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒に、いじめを許さない、いじめに負けない心情を育てるとともに、いじめに向かわない雰囲気が形成されるよう全ての教育活動を通して、組織的、意図的・計画的に取り組む。

いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校経営方針の骨子に「恕」(思いやり)のある学校を掲げ「他の人にしてもらってうれしいことを他の人にもしてあげること、他の人にされていやなことを他の人にしないこと」を組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、学校教育全体で「豊かな人間関係づくり」をめざした取り組みを推進する。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 毎月1回
- ② 教育相談を通じた学級担任による生徒及び保護者からの聞き取り調査 (5月と11月)

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会を行ったり、積極的な情報の発信をしたりする。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成員

校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 学年生徒指導担当, 教育相談主任, 養護教諭, スクールカウンセラー, 場合によっては外部専門家

いじめ防止対策委員長

生徒指導主事

役割

校長：いじめ防止基本方針の策定(学校経営方針にも反映)

副校長：いじめ基本方針の策定補佐およびいじめ防止推進体制の工夫・改善

教頭：いじめ防止推進体制の工夫・改善

教務主任：いじめ防止のための教育課程の編成

いじめ防止対策委員長(生徒指導主事)：計画の立案, 実施, 評価の中心

学年生徒指導担当：各学年の計画の立案, 実施, 評価及び教師の指導力の向上

教育相談主任：いじめ防止のための実践力向上の研修の企画, 実施

養護教諭：いじめ防止のための各学年及び家庭との連携

活動

- ・いじめの早期発見に関すること(アンケート調査, 教育相談)
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめか否かの判断, いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめ防止等に関する研修の企画
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- ・いじめ防止基本方針の見直し

開催

週1回(生徒指導部会内・火曜日第2校時)を定例会とし, いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は, すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は, いじめをやめさせ, その再発を防止するため, いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と, いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要がある」と認められるときは, 保護者と連携を図りながら, 一定期間, 別室等において学習を行わせる措置を講じる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう, いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として扱われるべきいじめについては, 前橋市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや, 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は, 次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を, 前橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 前橋市教育委員会と協議の上, 当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として, 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については, いじめを受けた生徒・保護者に対し, 事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため, 次の2点を学校評価の項目に加え, 適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。